



長野県報

3月25日(月)
平成25年
(2013年)
第2456号

目 次

条 例

長野県新型インフルエンザ等対策本部条例（危機管理防災課・健康長寿課）	7
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	7
長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（人事課）	8
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	8
資金積立基金条例の一部を改正する条例（税務課・道路建設課・高校教育課）	9
創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	9
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革課地方分権推進室）	10
長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例（障害者支援課）	12
長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（温暖化対策課）	13
長野県豊かな水資源の保全に関する条例（水大気環境課）	15
長野県流域下水道条例の一部を改正する条例（生活排水課）	17
長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課）	18
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準に関する条例（道路管理課）	18
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）	18
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	19
水道法に基づく技術者による監督が必要な布設工事等に関する条例（企業局）	19
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（企業局）	20
長野県食と農業農村振興の県民条例の一部を改正する条例（調査課）	20
長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（義務教育課）	20
長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（文化財・生涯学習課）	21
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	21
長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（警務課）	21
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活環境課）	22
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例（交通規制課）	24

規 则

医療法施行条例施行規則（医療推進課）	25
長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則（医療推進課）	27
婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（こども・家庭課）	27
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（こども・家庭課）	28
母子保健法施行細則廃止規則（こども・家庭課）	34
長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則（水大気環境課）	35
職業能力開発促進法施行条例施行規則（人材育成課）	41
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	42
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例施行規則（交通規制課）	43

告 示

平成25年2月27日成立した平成24年度補正予算の要領（財政課）	44
平成25年3月15日成立した平成24年度補正予算の要領（財政課）	45
平成25年3月15日成立した平成25年度予算の要領（財政課）	48
生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	52
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	54
都市計画事業の事業計画の変更認可（4件）（生活排水課）	55
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（3件）（砂防課）	57
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	58
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	59
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	59
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	60
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	60
文化財保護条例に基づく長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物の指定（文化財・生涯学習課）	60

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	61
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（経営支援課）	61
一般競争入札（道路管理課）	62
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	63
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の適当である旨の決定及び換地計画書の写しの縦覧（農地整備課）	63
建築基準法に基づく認定（建築指導課）	63
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（企業局）	64
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活環境課）	64
平成23年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局）	65
一般競争入札（2件）（交通政策課）	80
一般競争入札（高校教育課）	82

訓 令

長野県流域下水道条例施行規程（生活排水課）	83
-----------------------	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県新型インフルエンザ等対策本部条例（条例第2号）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めました。
 - 2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行します。
-

◇ 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、次に掲げる措置を講ずるほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 給与構造改革における経過措置額を所要の激変緩和措置を設けた上で廃止
 - (2) 若年層を対象とした昇給抑制分の回復
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 国家公務員退職手当法等の一部改正による国家公務員の退職手当支給水準の引下げに準じて、職員の退職手当の支給水準引下げを行いました。
 - (1) 退職手当の算定に用いる調整率を段階的に引き下げるのこととしました。
 - (2) 調整率を全ての退職者に適用することとしました（現行では自己都合退職者又は勤続20年未満の退職者を除外）。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 地域における産業集積の形成及び活性化のため、企業立地促進法に基づく企業立地計画の承認を受けた事業者が取得した不動産に係る不動産取得税及び固定資産税の課税免除措置について、当該企業立地計画の元となる基本計画に係る国の同意を受けるべき期限を平成28年3月31日まで（現行平成23年3月31日まで）延長しました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 次のとおり基金を新設するほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 長野県ふるさと信州寄附金基金
 - (2) 長野県東日本大震災復興交付金基金
 - (3) 長野県県立学校施設整備基金
 - 2 この条例は、公布の日（長野県県立学校施設整備基金の新設は、平成25年4月1日）から施行します。
-

◇ 創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 県内で創業を行い、又は障害者等を雇用する法人等を応援するため、これらに係る事業税の軽減措置について次のとおり拡充等を行うとともに、その適用を平成28年3月31日まで3年間延長するほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 創業等を行う中小法人等に係る事業税の軽減措置
　県内で中小法人（資本金1千万円以下）又は特定非営利活動法人の創業等をした場合に当該中小法人等に課される事業税について、その創業等から3年間は全額、4年目及び5年目はそれぞれ3分の2及び3分の1を課税免除することとしました。
 - (2) 障害者の雇用等に取り組む事業者に係る事業税の軽減措置
　ア 障害者の雇用
　　中小法人又は個人事業主に限定していた対象事業者の要件を撤廃し、減税額の上限を30万円に引き上げました。

イ 母子家庭の母等の雇用

父子家庭の父を雇用した場合も軽減措置の対象とするとともに、中小法人又は個人事業主に限定していた対象事業者の要件を撤廃し、減税額の上限を30万円に引き上げました。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 市町村への権限移譲を進めるため、市町村の要望等により公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づく事務等について権限を移譲する市町村を追加するとともに、第2次一括法の施行に伴い市町村に法定移譲される事務について規定を整理しました。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 長野県西駒郷条例等の一部を改正する条例（条例第9号）

1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、長野県西駒郷及び長野県立総合リハビリテーションセンターにおいて利用者に対する相談支援業務を行うほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

◇ 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 昨今のエネルギー供給事情を踏まえ、より実効性の高い地球温暖化対策を実施するため、次のとおり改正するほか、所要の改正を行いました。

(1) 現行の排出抑制計画書制度と自動車環境計画書制度を統合し、事業活動温暖化対策計画書制度とし、実効性のある制度に改めました。

(2) 現行の建築物環境配慮計画に代えて、一定規模の建築物を新築しようとする者が、その建築物の省エネ性能などを評価し、環境への負荷の低減を図るための措置の検討等を行う制度を設けました。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

◇ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（条例第11号）

1 市町村と連携して水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図り、県民の健康で文化的な生活を確保するため、次のとおり条例を制定しました。

(1) 水資源の保全のための基本原則を定めました。

(2) 水資源の保全に関し、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務並びに市町村との連携を定めました。

(3) 知事は、水源地域における水資源の保全に関する基本指針を定めることとしました。

(4) 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を、市町村長の申出等により、水資源保全地域として指定することができることとしました。

(5) 水資源保全地域における水資源を保全するための措置等として、次の事項を定めました。

ア 水資源保全地域内において土地の売買契約等を締結しようとする場合には、土地所有者等は、3か月前までに、知事に届け出なければならないこととしました。

イ 知事は、届出の概要をインターネット等により公表するとともに、公衆の縦覧に供しなければならないこととしました。

ウ 知事は、水資源保全地域内の土地における水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、契約の当事者その他水資源保全地域内の土地所有者等に対し、当該土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言をすることとしました。

エ 知事は、水資源保全地域内の土地所有者等に対し、土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めることができるとともに、職員に、当該土地に立ち入り、その利用状況について調査等をさせることができることとしました。

オ 知事は、エの報告をしない者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができるとともに、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表できることとしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 下水道法の一部改正に伴い、県が設置する流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 受益者負担の適正化の観点から、新たに遺伝子検査に係る手数料の額を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準に関する条例（条例第14号）

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 都市公園法の一部改正に伴い、県が設置する都市公園について、次の事項について定めました。
 - (1) 配置及び規模
 - (2) 公園施設の建築面積の敷地面積に対する割合
 - 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、県が設置する都市公園に設ける公園施設について、移動等円滑化のために必要な基準を定めました。
 - 3 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 受益者負担の適正化の観点から、新たに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築確認申請が併せて行われた場合における特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 水道法に基づく技術者による監督が必要な布設工事等に関する条例（条例第17号）

- 1 水道法の改正に伴い、技術者による監督が必要な布設工事並びに当該技術者及び水道技術管理者の資格を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 高速発電所及び奥裾花第2発電所の建設事業に着手することに伴う改正のほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県食と農業農村振興の県民条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 長野県食と農業農村振興審議会の円滑な運営を図るために、同審議会の委員の選任に係る要件を見直すとともに、委員の定数を15人（現行20人）に改定しました。
 - 2 この条例は、平成25年7月11日から施行します。
-

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、次に掲げる措置を講ずるほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 給与構造改革における経過措置額を所要の激変緩和措置を設けた上で廃止
 - (2) 若年層を対象とした昇給抑制分の回復
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 市町村への権限移譲を進めるため、その要望により、文化財保護法に基づく土木工事等のための発掘の届出の受理等の権限を長野市に移譲しました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 警察法施行令の一部改正により定員の基準が変更されたことに伴い、警察官の定数を3,436人（現行3,427人）に改定しました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、次に掲げる措置を講ずるほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 給与構造改革における経過措置額を所要の激変緩和措置を設けた上で廃止
 - (2) 若年層を対象とした昇給抑制分の回復
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、ぱちんこ屋の営業の許可等の手数料の額を改定しました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定による移動等円滑化のために必要な信号機等の基準に関する条例（条例第25号）

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な信号機等の基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

長野県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第2号

長野県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の規定により、長野県新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（新型インフルエンザ等対策本部長等の職務）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長は、新型インフルエンザ等対策本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

3 本部員は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部長、新型インフルエンザ等対策副本部長及び本部員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、新型インフルエンザ等対策本部長が任命する。

6 第3項の規定は、第4項の職員について準用する。

（部）

第3条 新型インフルエンザ等対策本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

（補則）

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、新型インフルエンザ等対策本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

危機管理防災課
健康長寿課

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第3号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第40条の5中「又は国民の保護のための措置」を「、国民の保護のための措置又は新型インフルエンザ等緊急事態措置」に改める。

第47条の2第2号中「財団法人長野県職員互助会」を「一般財団法人長野県職員互助会」に改める。

附則に次の2項を加える。

（昇給日を変更して行う昇給の特例）

13 第8条第1項に規定する人事委員会が定める日（以下この項において「昇給日」という。）を変更して最初に行う職員の昇給は、当該変更前の直近の昇給日から当該変更して最初の昇給日の前日までの間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、その他当該職員の昇給の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

14 平成25年4月1日において29歳に満たない職員のうち、平成21年1月1日において第8条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「切替日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、切替日」に、「差額に相当する額」を「差額」に、「額」を「額」から当該差額の2分の1の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が7,500円を超えるときは、7,500円とする。）を減じた額に相当する額」に改める。

附則第13項を削る。

附則第12項中「前3項」を「附則第9項から前項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の1項を加える。

10 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間、前項に規定する職員であって、同項に規定する差額が次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を超えることとなるものには、給料月額のほか、当該超える額に相当する額を給料として支給する。

(1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 15,000円

(2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 22,500円

(3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 30,000円

(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 37,500円

(5) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間 45,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例第3条及び第40条の5の改正規定並びに次項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日から施行する。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型

インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第17条中「又は国民の保護のための措置」を「、国民の保護のための措置又は新型インフルエンザ等緊急事態措置」に改める。

人 事 課

長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第4号

長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(長野県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則第23項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「同項」とあるのは、「同項及び附則第23項」とする。

附則第24項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、退職手当条例第4条若しくは第5条又は退職手当条例附則第16項若しくは附則第17項」を「から第5条まで」に改め、「20年以上」、「(退職手当条例附則第16項の規定に該当する退職をした者にあっては10年以上25年未満、退職手当条例附則第17項の規定に該当する退職をした者にあっては10年以上20年未満)」及び「、退職手当条例第3条から第5条の3まで及び条例第46号附則第2項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第6項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に、「36年」を「36年以上42年以下」に改め、「、退職手当条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第46号附則第2項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は退職手当条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第7項中「、退職手当条例第5条から第5条の3まで及び条例第46号附則第2項の規定にかかわらず」を削る。

(長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成15年長野県条例第60号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

(長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病によらずにその者の都合により又は

公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第23項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改め、「附則第11項の規定による改正後の」及び「附則第12項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の長野県職員退職手当条例(以下この項において「新条例」という。)附則第23項(新条例附則第25項及び第3条の規定による改正後の長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。)及び第24項の規定の適用については、新条例附則第23項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31までの間においては「100分の94」と、同年4月1日から平成27年3月31までの間においては「100分の88」とする。

3 第2条の規定による改正後の長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第5項(同条例附則第7項においてその例による場合を含む。)及び第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31までの間においては「100分の94」と、同年4月1日から平成27年3月31までの間においては「100分の88」とする。

4 第4条の規定による改正後の長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31までの間においては「100分の94」と、同年4月1日から平成27年3月31までの間においては「100分の88」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31までの間においては「104分の94」と、同年4月1日から平成27年3月31までの間においては「104分の88」とする。

人 事 課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第5号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第144条の2中「平成23年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

税 务 課